

物品役務調達(競争入札)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	備考
平成30年度 苫小牧東部地域開発の推進に関する調査	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 田村 秀夫 東京都千代田区霞が関2-1-2	2018/06/19	株式会社北海道二十一世紀総合研究所 北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地	6430001009859	01:一般競争入札	4,050,000	3,456,000	85.33	
電話設備更新等作業	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 田村 秀夫 東京都千代田区霞が関2-1-2	2018/06/27	電通工業株式会社 東京都品川区東大井5丁目2号K-11ビル	7010401018749	01:一般競争入札	2,430,000	2,268,000	93.33	

物品役務調達(随意契約)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の役員の数
民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 田村 秀夫 東京都千代田区霞が関2-1-2	2018/04/02	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」(平成26年6月13日閣議決定、平成29年6月27日一部変更)(以下、「閣議決定」という。))において、「象徴空間の中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成9年法律第52号)第7条第1項の規定に基づき指定された法人とすること」が定められており、同法に基づき公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(平成30年4月1日名称変更により公益財団法人アイヌ民族文化財団)が指定されている。 閣議決定において、「象徴空間の一般公開までに、運営協議会を活用しつつ、象徴空間の運営方針の策定、運営主体の業務実績の評価その他の象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保するために必要な仕組みを構築すること」が定められており、国が責任をもって「適切かつ効率的な運営を確保するために仕組みを構築する」必要があるとされている。 運営主体の業務については、第9回アイヌ政策推進会議(座長:内閣官房長官)において「政策推進作業部会報告」として報告された「「民族共生象徴空間」基本構想(改訂版)」(以下、「基本構想」という。))において以下のとおり明記されている。 運営主体は、次の業務を担う。 1) (略) 2) 国立民族共生公園について、国土交通省からの委託による管理運営 3) 象徴空間におけるアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施 4) 象徴空間に集約されたアイヌ遺骨等の慰霊施設について、国土交通省の監督下での管理業務 5) 象徴空間を拠点とするアイヌ文化復興に関する情報発信 6)、7) (略) 運営主体の開業準備活動についても、基本構想において、「運営主体は、平成29年度に国による指定を受けた後、速やかに次に掲げる事項を含む開業準備活動に着手する」と明記されている。 1) 開業のための人材の採用・育成 2) 開業に向けた情報発信 3) 開業に向けたプロモーション活動 4) (略) 今般実施する「民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務」は、閣議決定で定められている「適切かつ効率的な運営を確保するために仕組みを構築する」行為であり、基本構想で示されている開業準備活動であることから委託による管理運営を進める必要がある。 併せて、第9回アイヌ政策推進会議において、座長である内閣官房長官により、民族共生象徴空間の具体化の加速を着実に進めることが確認されたため、このような準備業務を行うことは政府としての方針と言える。 該当業務を行う運営主体は閣議決定により公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(平成30年4月1日名称変更により公益財団法人アイヌ民族文化財団)と定められていることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	505,212,000	505,212,000	100.00	

物品役務調達(随意契約)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の役員の数
平成30年度北海道総合開発計画分析検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 和泉 晶裕 東京都千代田区霞が関2-1-2	2018/10/23	デロイト・マツコンサルティング合同株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号新東京ビル	7010001088960	本業務は、平成28年3月29日に閣議決定された北海道総合開発計画の効率的かつ効果的な推進に資するため「モニタリング指標及び参考指標の最新値及び動向の把握」、「数値目標の進捗状況に係る変動要因分析」、「数値目標の進捗に資する施策の推進方策の検討」を実施するものである。 本業務の実施に当たっては、国内経済や国際情勢等、我が国を取り巻く社会経済に関する知識に加え、調査・分析に関する専門的な知見・ノウハウが必要となるため、企画競争により企画提案を求めることとし、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、本業務の目的を的確に捉え、実施体制、工程計画の妥当性はもとより、特定テーマに対する的確性、実現性等が他社より優れ、総合的に最も高い評価を得たデロイト・マツコンサルティング合同会社を本業務の契約の相手方に特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3により、随意契約するものである。	17,992,800	17,992,800	100.00	